

議事日程（開会日） 令和4年9月1日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第32号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第33号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第34号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第35号 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第36号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第38号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第39号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第40号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第41号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第42号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第43号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第44号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 報告第 6号 令和3年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第19 同意第 3号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 4号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 選挙第 1号 木曾岬町選挙管理委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

- 日程第 2 3 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施を求める請願書
 日程第 2 4 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を
 求める請願書
 日程第 2 5 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	後 藤 紀 子 君	2 番	古 村 護 君
3 番	鎌 田 鷹 介 君	5 番	加 藤 眞 人 君
6 番	伊 藤 守 君	7 番	服 部 芙 二 夫 君
8 番	三 輪 一 雅 君	9 番	伊 藤 好 博 君

欠席議員（0名） な し

議場出席説明者

副 町 長	森 清 秀 君	教 育 長	山 北 哲 君
総務政策課長	小 島 裕 紹 君	危機管理課長	伊 藤 雅 人 君
会計管理者	山 田 克 己 君	産 業 課 長	多 賀 達 人 君
建設課長	黒 田 良 人 君	住 民 課 長	伊 藤 正 典 君
福祉健康課長	松 本 大 君	税 務 課 長	中 山 重 徳 君
教育課長	黒 田 和 弘 君	代表監査委員	深 津 和 男 君

事務局出席職員

事務局長 藤 井 光 利 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

開会 午前 9 時 0 0 分

○議長（服部芙二夫君）

皆様改めましておはようございます。

本日は令和4年第3回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、森副町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。

今期定例会に執行部より提出されます議案は、令和3年度一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和4年度の各会計補正予算並びに、条例の改正案などいずれも重要な案件が提出されております。

提案議案の内容につきましては、後程、森副町長より詳細な説明がなされると存じますので、議

員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には、格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます、開会の挨拶と致します。

ただいまの出席議員数は8名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただ今より令和4年第3回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、すでにお手元に配付させていただいた通りです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

8番議席三輪一雅君、9番議席伊藤好博君のご両名を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（服部英二夫君）

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

去る8月26日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営等について、審査をいただいておりますので、議会運営委員長より、委員会の審査経過報告をお願いします。

○8番（三輪一雅君）議長8番。

○議長（服部英二夫君）8番議席 三輪一雅委員長。

○8番（三輪一雅君）皆様おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る8月26日午後1時30分より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき、議長にも出席を求め、執行部より、町長、副町長の出席のもとに、令和4年第3回町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審査経過と、結果をご報告いたします。

委員会ではまず、加藤町長より、今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、森副町長より、議案の概要説明を受けて、審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和4年度町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案4件、条例の改正案1件、令和3年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案8件、報告案1件、同意案2件、選挙案1件、請願案4件合わせて、21件であります。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識いたしまして、すべてを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

また、この審議議案の状況から、「本定例会の会期日程について」の審査では、先ほど申しまし

た審議議案の状況及び委員会での審査日程等を考慮し、会期は本日1日から15日までの15日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認をいたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日の日程は、この後、議長による諸般の報告並びに、森副町長より行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず、議案第32号から議案第44号までの13議案を一括上程していただき、森副町長に提案理由の説明を求め、この度は決算承認議案がありますので、代表監査委員より、決算審査報告を行っていただきます。

なお、上程議案の委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、報告第6号を上程し、森副町長より提案説明を行っていただき、そのうち担当課長より詳細説明をしていただきます。

次に、同意第3号及び同意第4号を個別に上程し、森副町長より提案理由の説明と、担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、選挙第1号を議長宣告により進めていただきます。

次に、請願第1号から請願第4号までの請願書4件を審議していただきます。

この度の請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査をしていただくこととして、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和4年第3回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会后に、第1協議会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、2日午前9時から引続き行うことといたしておりますので、ご報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は、すでに配付させていただきました日程の通り、教育民生常任委員会は9月6日午前9時から、総務建設常任委員会は9月8日午前9時から開催していただくこととしております。

次に、定例会の再会日は9月13日午前9時より再開し、最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は、4名の方が通告されており、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願いを申し上げます。なお、発言は、町の議会関連例規に基づいて行っていただきます。この一般質問を終えた後、議案第32号から議案第44号までの13議案を一括上程し、各常任委員会での付託議案の審査経過と、結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後にそれぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

次に、報告第6号を上程し、質疑を行っていただき、議会への報告は終了といたします。以上をもって、本会議は散会とさせていただきます。なお、本会議終了後に、議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は9月15日午前9時より再開し、議案第32号から議案第45号までの14議案を一括上程しまして、討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は、個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択されたときには、ここで発議案として意見書の提出について、ご審議をいただく予定であります。以上の審議の終了をもって、閉会宣告をしていただき、

令和4年第3回木曾岬町議会定例会は閉会とされます。

なお今期定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議場の扉を開放するなど、これまで同様の対応に加え、さらなる対策を講じて開催することといたしました。

また、常任委員会ごとに、所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで、ご了解をいただきましたことを併せてご報告申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和4年9月1日、議会運営委員会委員長 三輪一雅。

○議長（服部英二夫君）ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうもご苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は、本日9月1日から9月15日までの15日間とする旨のご報告がございました。

よって今期定例会の日程は、委員長の報告の通り、本日から、9月15日までの15日間としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫君）「異議なし」と認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月15日までの15日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（服部英二夫君）

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

報告の前に、本定例会初日は、加藤町長が濃厚接触者になられたという報告を受けておりますので、今日は欠席ということを報告させていただきます。

それでは諸般の報告を行います。

まず始めに、「三重県町村議議会理事会」に関する報告でございます。

「全国町村議会 議長、副議長研修会」が5月30日に東京で開催され、町村議会が果たすべき役割の重要性や課題に係る研修を受けるとともに、その上京に際し、当町の抱える重要課題であります木曾川左岸堤防の耐震化などについて、国会議員への要望活動をして参りました。

次に「三重県町村議議会議長会 定期総会」が8月2日に開催され、会務の報告及び国、県への要望提出議題などの議決がなされました。

8月4日と5日には、「県外行政視察」として、長野県南木曾町を訪れ、人口減少対策について研修をしてきました。

8月31日には、「県関係部局長との意見交換会」に参加し、意見交換を行って参りました。

桑名広域清掃事業組合議会議員としましては、「第2回臨時会」が5月27日に開催され、組合議会の副議長の選挙に関する議題の議決がなされ、8月9日には「定例会」が開催され、令和3年度の決算認定が議決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告について

○議長（服部英二夫君）

次に、日程第4「行政報告について」を議題とします。
森副町長より行政報告をお願いします。

○副町長（森清秀君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。森副町長。

○副町長（森清秀君）

皆様おはようございます。

先程、議長さんの方から報告がありましたように、昨日、町長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者ということになりましたので、本日の議会説明、私の方から進めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日、令和4年第3回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様には早朝からご参集賜りまして誠にありがとうございます。

今期定例会に上程いただきます議案は、各会計の補正予算案、条例の一部改正案、各会計の決算認定など、いずれも重要な案件でございます。十分にご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお先程、自治功勞の表彰を受けました三輪一雅議員には、改めてお喜びを申し上げます。今後も引き続きご活躍をいただきますよう、お願いを申し上げます。おめでとうございます。

それでは議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

第7波による新型コロナウイルス感染症についてでございます。今年の7月以降は、オミクロン株のBA.5が主流となり、感染者数は急激に増加し、三重県においては、8月4日に、病床使用率が50%を超えるなど医療体制の負荷が大きくなったため、8月5日に三重県BA.5対策強化宣言が発出されました。その後も感染者数は高止まりの状況が続き、病床利用率は60%を超える日もあるとともに、救急要請が増加し、新型コロナウイルス感染症以外の救急要請に影響が生じるなど、医療提供体制は大変厳しい状況が続いております。

当町におきましても同様に感染者が急増し、今年の6月末までの感染者数の累計は、418名でございましたが、7月で100人、8月で300人を超える状況となり、2ヶ月間で426名の新規感染者が発生し、感染者数の累計は844名で約2倍になりました。

感染者の急増に比例しまして、自宅療養者の爆発的に激増し、最も多い日で114名となり、感染経路としては、家庭内感染が多く発生しております。

一方ワクチン接種についてでございますが、3回目の接種者は、8月の26日現在4,428名で、接種率は71.5%でございます。

また、4回目の接種につきましては、3回目の接種から5ヶ月以上経過した60歳以上の方と、18歳以上59歳以下の基礎疾患等重症化リスクの高い方を対象として、7月1日からワクチン接種を計画的に進めており、接種者数は、8月26日現在1,989名で、接種率は32.1%でございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延から、2年数ヶ月が経過しますが、依然としてとどまる気配もなく、感染リスクの高い中、昼夜を問わずご尽力をいただいている医療従事者の方々をはじめ、関係機関の皆様は深く感謝を申し上げる次第でございます。

町といたしましても今後とも、感染防止対策を再徹底するとともに、迅速かつ適切な実施体制の確保等、町民の皆様が安心して暮らしていただけるように、万全を期して参りたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

配布の資料には、この後引き続きまして、6月の10日に行われました要望活動のご報告がございまして、その内容が町長の個人的な意見を含めた内容となっておりますので、本日の行政報告からは割愛させていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君）

森副町長の行政報告が終わりました。

それではこれより議事に入ります。

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 5 | 議案第 32号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 6 | 議案第 33号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 34号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第 35号 | 令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第 36号 | 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 37号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 議案第 38号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 議案第 39号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 議案第 40号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 議案第 41号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 42号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 16 | 議案第 43号 | 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳 |

出決算認定について

日程第17 議案第44号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

○議長（服部英二夫君）

日程第5 議案第32号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について」から、日程第17 議案第44号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について」までの、13議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君）

会議議件名の朗読が終わりました。

ここで森副町長に、提案理由の説明を求めます。

○副町長（森清秀君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。森副町長。

○副町長（森清秀君）

ただ今、上程を賜りました「議案第32号から議案第44号」までの13議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第32号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第3号）について」でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6900万円を追加し、予算の総額を33億3200万円とするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。

科目全体にわたりまして、年度当初に行われました人事異動に伴う人件費の精査を行っておりますほか、「総務費」では、まち・ひと・しごと創生事業費といたしまして、アフターコロナを見据えたシティブロモーションを推進していくための経費を計上し、「民生費」では、令和3年度の各種給付費について、補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

次に、「土木費」では、鍋田川憩いパークのトイレの環境改善とバリアフリーを進めるための経費を計上し、「教育費」では、経年劣化しております中学校体育館の吊り下げ式バスケットゴールの修繕に要する経費を計上するものでございます。これに対する歳入予算といたしましては、町民税、固定資産税において、本算定に伴う増額を見込むと共に、地方税法の特例措置に伴う地方税減収補填特例交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを計上するものでございます。

次に、議案の第33号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ547万2千円を追加し、予算総額を8億47万2千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、令和3年度決算により本年度の繰越金が確定したことや、本算定により本年度の保険料が確定したことで、保険料や繰入金をそれぞれ精査

させていただくものでございます。

歳出につきましては、事業納付金の確定による精査や、前年度の保険給付費等交付金の確定により、返納金を計上するものでございます。

また、前年度繰越金確定に伴い、純繰越金相当額を運営準備基金に積立てようとするものでございます。

次に、議案の第34号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございます。既決予算に歳入歳出それぞれ1005万3千円を追加し、予算総額を5億6505万3千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、本算定により介護保険料が仮算定と比較して70万9千円、0.5%減少すること及び県負担金、支払基金交付金等を介護給付事業実績により精査するものでございます。

歳出につきましては、前年度の介護給付費及び地方支援事業分等について、国県支出金、支払基金及び一般会計繰入金が確定したことから返還金を計上しております。

次に議案第35号「令和4年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計補正予算（第2号）について」でございますが、この度の補正は、下水道事業の公営企業会計への移行に伴う上下水道共通の新システムの構築におきまして、令和4年度、令和5年度の2ヵ年度での業務となることから、令和5年度分の債務設定を行うものでございます。

次に、議案第36号「木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、人事院規則の一部改正により、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にすることを目的として育児休業の取得回数の制限を緩和することなどの規定を整備する必要があることから、本条例についても所要の改正をするものでございます。

次に、議案第37号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。

令和3年度町一般会計決算の歳入総額は36億2551万4,119円。歳出総額は33億4801万2,593円で、歳入歳出差引額が2億7750万1,526円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が567万6,000円、実質収支額は2億7182万5,526円となりました。

なお、実質収支額に対しまして、地方自治法第233条の2の規定による措置といたしまして、2億1000万円を基金に繰入れ、令和4年度に6182万5,526円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では5億1027万7000円、率にして12.3%の減額、歳出では6億1831万3,000円、率にして15.6%が減額となっております。

それぞれの主な要因についてでございますが、まず歳入につきましては、地方の財源不足を解消することを目的に、交付税の算定費目に新たに臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が新設されたことに伴い、普通交付税及び地方税が増額となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う特別定額給付金事業が皆減となったこと等から国庫支出金が減額となったほか、財政調整基金からの繰入金が減少したことなどから、繰入金において対前年度比97.7%と大幅な減額となっております。

一方、歳出におきましては、「衛生費」において、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や、

子育て世代等臨時特別支援事業に要する経費が追加となったこと、農林水産事業費において、県営湛水防除事業（木曾岬2期地区）でございますけれども、この事業費の増加に伴い、負担金が増えたことにより増額となりましたが、民生費におきまして、特別定額給付金事業が皆減となったこと、土木費において、町道田代小学校線避難路整備事業が完了したことに合わせまして教育費において、GIGAスクール構想に伴う小中学校の通信ネットワークやタブレット端末の整備及び小学校校舎内トイレの改修工事が完了したことにより減額となりました。令和3年度の決算を分析いたしますと、主な歳入の構成割合は、町税が25.4%、地方交付税が32.5%、国・県支出金が18.7%、寄付金が2.4%、町債が6.8%となっております。

また、町税や使用料などの自主財源が34.3%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が65.7%となっており、自主財源比率は前年度に比べますと、12.5ポイントの下降というようなことになってございます。

これは財政調整基金からの繰入金が増加したことなどが影響しまして、自主財源割合が下降したものでございます。

なお、令和3年度の財政力指数は0.57で、前年度に比べ0.02ポイント下降しておりますが、これは、昨年度が一時的に上昇したものでございまして、例年ベースに戻ったという見方をいたしております。今後の町財政におきましては、少子高齢化に伴う社会保険経費等、経常的経費の増加により、財政構造の硬直化がますます進むことが推測されます。引き続き、経費の削減などによる財政需要の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていくことが必要であろうと考えてございます。

次に、議案の第38号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。歳入総額が504万4,614円。歳出総額は472万1,379円となり、実質収支額は32万3,235円で、この額が令和4年度への繰越額となるものでございます。

この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入では、保有財産の貸付収入が主なもので、歳出では、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を、町一般会計へ繰出した決算となっております。

次に議案の第39号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、歳入総額で7億8591万656円、歳出総額で7億7128万5,629円となり、実質収支額は1462万5,027円となりました。この額が令和4年度への繰越額となるものでございます。

令和3年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は、1,477人で、前年度より63人減少、医療費の保険者負担額は5億830万円余と、前年度と比較して2830万円余の減少、率にして5.3%減少いたしました。

この医療費減少の主な要因は、被保険者の減少によるものでございますが、これまでの医療費推計から見ますと、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により受診が控えられたものと考えてございます。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で94%、前年度と比較して0.13ポイント上昇となりました。

景気低迷等を累積滞納者が増加する中、未納者への対応については、分納計画の推進による短期証の発行のほか、資産差押えなど厳しい対応も行い、収納率の向上に努めました。

次に議案40号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、歳入総額で1億4353万8,388円、歳出総額では1億4277万3,484円となり、実質収支額は、76万4,904円でございます。この額が、令和4年度への繰越額となるものでございます。

令和3年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者の数は1,019人で、前年度よりも47人増加、医療費の保険者負担額は、7億1100万円余で前年度と比較して2700万円の余の増加、率にして3.9%増加をいたしました。

医療費増加の主な要因は、被保険者の増加によるものでありますが、1人当たりの医療費を比較すると、前年度に対し微増にとどまり、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、受診が控えられたものと考えております。

保険料の収納状況につきましては、現年度分で99.62%、前年度と比較して0.19ポイントの下降となりました。

未納者への対応といたしましては、累積滞納とならないよう、細やかな連絡などにより、収納率の向上に努めました。

今後、高齢化が進み、医療費も増加の一途をたどることが予想されることから、健康診査の受診率を高めるほか、保健事業などの予防手段を積極的に行い、早期発見・早期治療を図っていく必要があると考えております。

次に、議案第41号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。令和3年度における65歳以上の第1号被保険者数は2,029人で、前年度より4人0.2%増加しており、高齢化率は、33.3%、また、要介護認定者数は281人で、前年度より36人14.7%増加いたしております。

令和3年度の本会計決算額は、歳入総額が5億6705万511円、歳出総額は5億5396万4,522円で、実質収支額は、1308万5,989円となりました。

歳入におきましては、保険料と保険給付費等にかかる公費負担金が主なもので、その他につきましては前年度の繰越金でございます。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、全体支給額の90.9%を占めており、前年度より約3000万円の増額となっております。保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅サービスが30.9%、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが54.6%を占めております。

その他には、地域支援事業費といたしまして、社会福祉協議会に委託しております通所サービス事業や、地域包括支援センターの事業などを実施いたしております。

次に、議案第42号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」でございます。決算年度における農業集落排水事業4処理区の概要として、処理区内人口が2,132人に対し、水洗化人口が、2,126人で、水洗化率は99.7%と前年度に比べ、0.2ポイント減となりました。

決算は、歳入総額が7691万4,830円、歳出総額が7081万190円で、歳入歳出差引額が610万4,640円となり、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が198万4,000円、実質収支額は412万640円となりました。

主な歳入ですが、下水道使用料が3053万6,869円や、一般会計からの繰入金3400

万円、町債が630万円などとなっております。

次に、歳出ですが、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、それから処理場の施設の運転管理、機器の維持修繕、公営企業会計移行に係る業務に要する費用など5957万3,718円、また、公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金といたしまして、1123万6,472円となっております。

次に、議案第43号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」でございますが、決算年度における概要といたしまして、処理区域内人口が3,914人に対し、水洗化人口が3,875人で、水洗化率は99.0%と前年度に比べ、0.2ポイント減となりました。

次の3行割愛をいただいて、残額画面の決算はというようなどころからご覧いただきたいと思えます。決算の額につきましては歳入総額が3億856万4,585円、歳出総額が2億992万7,837円で、歳入歳出差引額が927万6,748円となり、翌年度へ繰越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額が412万5,000円、実質収支額は515万1,748円となりました。

主な歳入でございますが、下水道使用料が5305万9,168円や、国庫支出金が1519万2,500円、一般会計からの繰入金が2億1180万円、町債が1980万円などとなっております。

次に、主な歳出でございますけれども、施設管理費では、一般事務や料金の賦課徴収、処理場施設の運転管理、施設の維持修繕や長寿命化計画に基づく設備の更新、公営企業会計移行に係る業務などに要する費用など1億5657万1,497円。公債費では、施設建設に要した地方債の元利償還金など1億4271万6,340円となっております。

最後に議案第44号「令和3年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について」でございます。

決算年度における事業概要といたしましては、給水栓数が2,687個で、前年度に比べ16ヶ所増となりました。

年間配水量は97万5818^m、日平均配水量は、契約水量4800^mに対しまして、2,681^mとなっております。有収水量は91万5,085^mで、前年度から4945^m減となりました。また有収率は93.8%で、前年度から0.3ポイント増となりました。

次に決算について、でございますけれども、企業の経営活動に伴う収支であります収益的収入と支出において、水道料金などを主とする収入の決算額は、4億3072万7,575円となりました。また、支出の決算額はこの収益を得るために要した水道事業費用などございまして、4億2481万5,806円となり、これら決算額に基づく当該年度純利益は395万8,545円の黒字となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算でございますけれども、収入では、新規17件の加入者負担金や、木曾岬干拓地の新輪受水場の建築等に要する三重県からの負担金など、4億5729万3,659円であり、支出では、老朽管の布設替工事や、三重県企業庁へ委託しました木曾岬干拓地の新輪受水場の建設工事費など4億6618万1,916円となっております。

以上、上程を賜りました13議案の提案理由説明とさせていただきます。

詳細説明を行うとさせていただきますので、十分にご審議を賜りますよう、よろしく願い申し

上げます。

○議長（服部英二夫君）

森副町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和3年度町の一般会計及び特別会計並びに水道事業会計それぞれの会計の歳入歳出に関して、決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より、決算審査報告を行っていただきます。

○監査委員（深津和男君）議長。

○議長（服部英二夫君）深津和男監査委員。

○監査委員（深津和男君）

ご指名がありましたので、監査委員2名を代表いたしまして、令和3年度木曾岬町各会計決算に関する審査結果をご報告申し上げます。

本年度の決算審査は、去る7月11日に、令和3年度木曾岬町水道事業会計を行い、7月19日、20日、21日の3日間にわたる日程で、令和3年度木曾岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、三輪一雅監査委員とともに、地方自治法第23条第2項及び同法第24条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、第2委員会室において対面による審査を実施し、7月21日には、関係者のご出席をいただいて、講評を行いました。

審査にあたって、私たちは町長から提出された、各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらが地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼をおき、関係者の説明を聞き取りし、併せて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手続きを実施しました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、地方自治法、木曾岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他諸書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類についての審査の結果、計数を誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。

審査結果の詳細は、すでに皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

なお、総括的意見につきましては、審査意見書に明記しましたが、歳入面において、一般会計では町税の収納率は前年度より増加しておりますが、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計では、収納率の減少が見受けられました。

また、不納欠損処分額に関して、町税、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計で、前年度を

上回っており、金額も高額となっております。

こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収にあたっては、積極的な滞納整理などに心掛け、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力が望まれるところであります。

また歳出においては、事務・事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により、年度末によく予算を点検して、多額な不用額が生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体等に関する対する補助金に関しては、公益性の観点から、交付後の活用実態を把握し、絶えず点検・見直しするように心がけ、団体育成の観点からもより適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に、木曾岬干拓地の新輪工業団地も順調に企業立地が展開され、操業も順次始まっていることから、雇用の創出、若い世代の定住化、さらには少子化対策に繋がることに期待するとともに、これらの効果を助長させる関連施策の推進を望みます。

また、コロナ禍により、直接のコロナ対応業務の部署だけでなく、イベントを始め各種事業の執行に大きな影響をもたらした中、ほぼ滞りなく、業務を遂行できたことを評価させていただくとともに、この機会にあらゆる業務の点検、見直しの機会にさせていただくことを要望いたします。

今後とも、施策の展開にあたっては中長期の財政計画のもと、特定財源を確保するなど財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め自然を活かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開、人づくりに向け、多方面の取組みに期待をいたします。

以上で、令和3年度決算審査報告を終わります。

令和4年9月1日、代表監査委員、深津和男。

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございました。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案について、総括質疑の事前通告を昨日8月31日正午まで受けましたが、この間、通告がございませんでしたので、このことを報告し、総括質疑を終了します。

ただいま議題としております議案第32号から議案第44号までの13議案は、お手元にお配りしました議案付託表の通りそれぞれの所管の常任委員会に付託します。

次に日程第18 報告第6号「令和3年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を上程し、議題といたします。

日程第18 報告第6号 令和3年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（服部英二夫君）

ここで森副町長に提案理由説明を求めます。

○副町長（森清秀君）議長。

○議長（服部英二夫君） 森副町長。

○副町長（森清秀君）

ただいま上程を賜りました報告第6号「令和3年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和3年度決算に基づく木曾岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付して、議会に報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明を申し上げますので、十分なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部英二夫君）

森副町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） はい。小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

それでは報告第6号「令和3年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、並びに、第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して、別紙の通り報告するものとするというものでございます。

タブレット見ていただきますと上段の表が、法第3条第1項に定めます健全化判断比率でございまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4項目を示しております。また、下段の表が、法第22条第1項の定めによる公営企業会計を対象とした資金不足比率となっております。この比率が、基準値以上になりますと、財政健全化のために再生計画を策定しなければならないということになるものでございます。

まず上段の①の実質赤字比率でございます。こちらは一般会計と土地取得特別会計を加えた普通会計と呼ばれる会計の区分におきまして、資料の上段の標準財政規模、23億4711万1,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。今期の決算では、一般会計は2億7182万5,000円の黒字、また、土地取得特別会計も32万4,000円の黒字となっていることから、算定指数はございませんでした。

次の②連結実績赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結した町の全会計を合算した結果の実質赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標でございしますが、今期の決算では、いずれの会計にも赤字額が生じていないため算定指数はございませんでした。

次の実質公債比率は、一般会計が実質的に負担する公債費が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標で、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3ヵ年の平均値で示す

ものとなっております。

令和3年度の算定指数は4.9%、前年度が4.3%でございましたので、0.6%の上昇ということになっております。令和3年度におきましては、庁舎建設や避難タワー建設等の防災事業債におきまして、すべての項目において、元金償還が始まったことが、比率の上昇に繋がったものと考えられます。

なお令和2年度決算における実質公債比率の県下の平均値は、5.4%、また全国の平均値は5.8%という風になっております。

次に④将来負担比率でございます。借入金や将来支払っていく可能性のある負担額等の見込みが、財政規模に対しましてどの程度の割合になっているかを示す表で、当町では、将来的な負担見込み額よりも、基金や交付税などの充当可能な財源が上回っているということから、算定指数はございませんでした。令和2年度決算の報告では算定指数がなかったのは、県下では13団体に限ったことになっております。下段の表、資金不足比率は、水道や下水道など、それぞれの企業会計ごとに資金の不足額を事業の規模で割ったときの比率となりますが、いずれも不足額を生じることはなく、算定指数はございませんでした。

以上、報告第6号「財政健全化判断比率資金不足比率について」の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月13日に行います。

次に、日程第19 同意第3号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を上程し、これを議題とします。

日程第19 同意第3号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君） それでは、森副町長に提案理由説明を求めます。

○副町長（森清秀君） 議長。

○議長（服部英二夫君） はい。森副町長。

○副町長（森清秀君）

ただいま上程を賜りました同意第3号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を申し上げます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の黒宮重生氏が、令和4年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としてのこれまでの実績から、納税者の代表といたしまして、公正、中立的な立場から、評価の適正を図る同委員として、ご活躍をいただけるものと思っておりますので、ご同意いただきたくお願いを申し上げます。

なお詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

森副町長の提案理由説明が終わりました。

続いて事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい、小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君）

それは同意第3号「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるということについて」でございます。

次のものを木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

下段提案理由でございます。木曾岬町固定資産評価審査委員会委員、黒宮重生氏は、令和4年9月30日付で任期満了につき、引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとする。これが議案を提出する理由であるというものでございます。

まず住所でございます。三重県桑名郡木曾岬町大字雁ヶ地662番地、氏名は黒宮重生氏、生年月日は昭和35年1月1日生まれということでございます。

この黒宮重生氏でございますが、同氏は令和元年10月1日に当委員会の委員に選任をいただきまして、この度9月30日をもって任期満了となります。副町長の提案理由にもございました通り、納税者の代表といたしまして公正・中立的な立場から、評価の適正を図る同委員としてご活躍いただけたものと考えておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

ご同意の程、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第3号について、ご質疑あります方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので質疑を終結します。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することでございます。

よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第19 同意第3号、「木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」原案の通り同意することに賛成の方はご起立願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って、同意第3号は原案の通り同意することに決定しました。

次に、日程第20 同意第4号「木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を上程し、議題といたします。

日程第20 同意第4号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君）

森副町長に提案理由説明を求めます。

○副町長（森清秀君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。森副町長。

○副町長（森清秀君）

ただいま上程を賜りました同意第4号「木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員 大橋洋平氏が、令和4年9月30日に任期満了となることから、同氏に再任をお願いすることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づき、同意を求めるものでございます。

大橋洋平氏におかれましては、人格も高潔で教育・学術及び文化の各分野に関し識見を有し、適任と確信しておりますので、引き続き教育委員として適任であると存じます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部英二夫君）森副町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（黒田和弘君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。黒田教育課長。

○教育課長（黒田和弘君）

失礼します。同意第4号「木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」のご説明をさせていただきます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

下段提案理由といたしまして、木曾岬町教育委員会委員 大橋洋平氏が令和4年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を教育委員に任命しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

任命しようとする者といたしまして、中ほどでございます。

住所が桑名郡木曾岬町大字小林24番地、氏名が大橋洋平氏でございます。生年月日は昭和38年9月12日でございます。再任をお願いいたします大橋氏におかれましては、平成24年10月1日に委員として就任して以来、長年にわたりまして、当町の教育振興のため町が抱える様々な教育課題の解決に取り組みられるとともに、子どもたちの健全育成や開かれた教育行政の推進にご尽力いただいております。

最近では、コミュニティスクールの推進や、GIGAスクール構想の推進など、学校教育の環境整備においても、様々な視点からご助言をいただき、事業の推進にお力添えをいただいているところでございます。

人格的にも優れておられ、教育、学術及び文化の各分野に対しての造詣は深く、高い識見をお持ちでありますことから、引き続き教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方にご同意いただきたく、お願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（服部英二夫君）

事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第4号について、ご質疑があります方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は、人事に関することでございます。よって討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

これより議案採決に入ります。

日程第20 同意第4号「木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成する方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

従って、同意第4号は原案の通り同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 10分

再開 午後 10時 25分

○議長（服部英二夫君）

それでは休憩を解き、本会議に戻します。

続きまして、日程第21 選挙第1号「木曾岬町選挙管理委員会委員並びに同補充員選挙について」を行います。

日程第21 選挙第1号 木曾岬町選挙管理委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫君）

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

従って選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

従いまして、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 26分

再開 午前 10時 27分

○議長（服部英二夫君）

休憩を解き、本会議に戻します。

選挙管理委員会委員には、伊藤知己君、鈴木光春君、松田信芳君、後藤友子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。したがって、指名いたしました伊藤知己君、鈴木光春君、松田信芳君、後藤友子君 以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には立石日出子君、林義文君、太田秀光君、丹村正章君 以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

従って、指名いたしました立石日出子君、林義文君、太田秀光君、丹村正章君以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序によるものにしたいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

従って、補充の順序はただいま指名いたしました順序に決定しました。

次に、日程第 2 2 請願第 1 号から日程第 2 5 請願第 4 号までの請願 4 件を一括上程し、これを議題とします。

日程第 2 2	請願第 1 号	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
日程第 2 3	請願第 2 号	教職員定数改善計画の策定・実施を求める請願書
日程第 2 4	請願第 3 号	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
日程第 2 5	請願第 4 号	防災対策の充実を求める請願書

○議長（服部英二夫君）

議会事務局長に、請願文書表を朗読いただきます。

○議長（服部英二夫君）はい。議長。

○議長（服部英二夫君）はい。議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利君）

それでは、お手元のタブレットに映させていただきました請願文書表を朗読させていただきます。受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名、紹介議員の順番で朗読させ

ていただきます。

受理番号1、令和4年8月10日、「義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書」につきましては、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。請願者は、記載の5名、紹介議員は、鎌田鷹介議員でございます。

受理番号2、令和4年8月10日、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書」につきましては、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者及び紹介議員は同様でございます。

続きまして受理番号3、令和年8月10日、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援にかかる制度の拡充を求める請願書」につきましては、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者及び紹介議員は同様でございます。

受理番号4、令和4年8月10日、「防災対策の充実を求める請願書」については、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者及び紹介議員は同様でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君）

請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長より、委員会付託を省略して、本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここで皆様にお諮りします。ただいま上程しました請願4件の審議については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫君）

「異議なし」と認めます。

よって、上程しました請願第1号から請願第4号の請願4件については委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第22 請願第1号から日程第25 請願4号までの請願4件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上お願いします。

○3番（鎌田鷹介君）議長、3番。

○議長（服部英二夫君）はい。3番議席 鎌田鷹介議員。

○3番（鎌田鷹介君）

発議第2号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書（案）、趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に、義務教育費国庫負担金の対象外になった教材費等は、一般財源としての措置のままとなっています。

学校現場では、教育のICT化が急速に進められ、木曾岬町においてもコロナ禍にあって「オンライン教育」の推進を図る必要があったため、児童生徒・教職員に1人1台端末が配備されていますが、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は、一部に限られており十分ではない状況で、端末の修繕費や家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の公的負担・私費負担の状況には、自治体間の格差が生じてきています。

より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上にあたって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は、財務大臣宛でございます。

次に、発議第3号の説明を申し上げます。

「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書（案）、趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

その理由は、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現し、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしてありますが、中学校については、現時点において、学級編制の標準の引下げはありません。

国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2021年 経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみに改善を留めることは合理的ではないと言わざるをえません。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。

木曾岬町においても、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、学級担任・支援員を含めて40人を超える過密な状態で学習活動をせざるを得ない学級もあり、町において可能な限り対応していただいておりますが、「学校の新しい生活様式」への対応に苦慮している状況があります。

子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、すべての校種における学級編制と教職員

定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。
意見書の提出先は、文部科学大臣宛でございます。

○9番（伊藤好博君）議長。

○議長（服部英二夫君）はい。

○9番（伊藤好博君）休憩をとってください。

○議長（服部英二夫君）はい。ここで暫時休憩と致します。

休憩	午前	10時	38分
再開	午前	10時	40分

○議長（服部英二夫君）休憩を解き本会議に戻します。

○3番（鎌田鷹介君）

大変失礼いたしました。

こちら請願書でございますので、意見書を提出するものではございませんでした。大変失礼しました。続けさせていただきます。

次に請願第3号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が充実するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくよう、お願い申し上げます。

請願の理由は、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」を目指さなければなりません。

支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組みが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度をさらなる拡充が必要と考えます。

文科省の調査、（2022年6月公表）によると、2021年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、2020年度に比べそれぞれ増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしています。

2021年度、政府は「学生支援緊急給付金」を創設し、大学等での「学びの継続」のための学生等への支援をすすめたが、2022年度における事業の継続は示されていません。

経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のより一層の充実が求められます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第4号「防災対策の充実」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、2021年4月現在で、三重県においては、公立小中学校の全体の23.3%にあたる115校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち105校は避難所に指定されています。

時間的に余裕を持って避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されていない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。国が示したガイドラインには、PPE（個人用防護）の準備、スペースの適切な分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためには国からの財政的支援の充実が不可欠です。災害や感染症はいつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

よろしく願いいたします。

○9番（伊藤好博君）議長、9番。

○議長（服部英二夫君）はい。第9番議席 伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君）休憩を取ってください。

○議長（服部英二夫君）暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 45分

再開 午前 10時 54分

○議長（服部英二夫君）休憩を解き本会議に戻します。

先程の伊藤好博議員より、この本文と内容が違ふとそんなようなご意見がございましたので、事務局と話し合いした結果、事務局の手違いもありまして、改めて請願書の朗読をお願いしたいと思います。

○3番（鎌田鷹介君）はい。

○議長（服部英二夫君）はい、3番議席鎌田鷹介君。

○3番（鎌田鷹介君）

請願書の趣旨説明を、改めてさせていただきます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

初めに請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準との機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。

義務教育の水準が各自自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財政確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところではあります。

学校現場では、教育のICT化が急速にすすめられ、多くの自治体で1人1台端末が整備されたものの、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は、一部に限られており十分ではない状況です。より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上にあたって自治体間格差を生じさせないようにするためにも地方財政措置ではなく、国庫負担による財政の確保が必要です。事実として、端末の修繕費や、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の公的負担・私費負担の状況には、自治体間格差が生じてきています。さらに、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても、地財措置はあるものの各自自治体の一般財源となる措置であることから、結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財政を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

次に請願第2号、「教職員定数改善の策定・実施と教育予算の拡充」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由といたしまして、2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなりました。

しかし、2022年度の教職員定数については、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上まわる定数の措置には至っておらず、学校現場の人的配置の充実を求める多く

の声を反映したものにはなっていません。

また、中学の学級編制の標準や高等学校の教職員定数の標準の改善については、現時点において示されていません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2021年経済協力開発機構（OECD）公表値では、小学校27人（OECD加盟国平均21人）、中学校32人（同23人）とどちらもOECD加盟国の平均的水準に到底およんでいない状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、すべての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方で、財務省の財政制度等審議会は、OECD諸外国と比べ教育費の私費負担が高額となっている現状についての妥当性を主張し、教職員定数の改善や教育費の公財政負担の拡充には否定的な意見を示しています。

しかし、少子化が進むなか、子育て世代のみにその私費負担を集中させることは、さらに少子化をすすめる悪循環を生む大きな要因になるとも考えられます。

家庭の現実を目を向ければ、感染症の影響による収入減や感染対策に係る保護者の経費負担増など、厳しい状況は今なお続いており、さらに、教育のICT化に伴う機器の整備費や通信費等の新たな保護者負担も生じています。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

次、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、三重県では現在「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、取組みが進められています。そして、その基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されています。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援を行うなどの取組みが今以上に進められていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなどの課題があり、改善に向けて国の責任においてさらに進めていくことが求められます。

一方、大学生等を対象とした「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）」とし

て、6211億円（前年度比371億円増）の国予算が確保されました。予算額の充実は見られるものの「個人要件」「機関要件」の設定などの適用要件の緩和や返還猶予制度のさらなる充実が求められます。

また、文科省の調査（2022年6月公表）によると、2021年度の大学等の中途退学者・休学者における新型コロナウイルス感染症を理由とする学生等の割合は、2020年度に比べて、それぞれ増加しており、子どもたちの将来への進路選択にも影響を及ぼしています。

2021年度、政府は「学生支援緊急給付金」を創設し、大学等での「学びの継続」のための学生等への支援をすすめましたが、2022年度における事業の継続は示されていません。

経済格差を教育格差に結びつけないために、制度・施策のよりいっそうの充実が求められます。

以上のような理由から、すべての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、「防災対策の充実」を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、2022年3月25日に文部科学省が示した「第3次学校安全の推進に関する計画」では、学校施設・設備の安全確保のための整備として、老朽化対策の推進はもとより、対策の遅れている非構造部材の耐震化の推進や、近年、激甚化・頻発化する風水害対策も重要であるとされています。

2021年4月現在で、三重県においては、公立小中学校の全体の23.3%にあたる115校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち105校は避難所に指定されています。時間的に余裕を持って避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されていない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。

国による津波対策のための不適格改造事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所が開設されています。

国が示したガイドラインには、PPE（Personal Protective Equipment、個人用防護）の準備、スペースの適切な分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためには国から財政的支援の充実が不可欠です。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。

政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がすべて充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございました。

ただいま、請願4件の趣旨説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑はございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第4号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

続きまして、討論を行います。討論は一括討論といたします。

討論はございませんか。

【暫くして】

○議長（服部英二夫君）

討論はないようですので討論を終結します。

これより上程されています請願書の採決を行います。

まず、請願第1号の採決を行います。

日程第22 請願第1号「義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書」を採択することに、賛成の方は、ご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第22 請願第1号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第2号の採決を行います。

日程第23 請願第2号「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書」を採択することに賛成の方はご起立を願います。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第23 請願第2号は採択することに決定しました。

続きまして、請願第3号の採決を行います。

日程第24 請願第3号「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書」を採択することに賛成の方はご起立をお願いします。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第24 請願第3号は、採択することに決定しました。

続きまして、請願第4号の採決を行います。

日程第25号 請願第4号、「防災対策の充実を求める請願書」を採択することに賛成の方はご起立をお願いします。

【賛成者起立】

○議長（服部英二夫君）

ありがとうございます。起立全員です。

よって、日程第25 請願第4号は採択することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事日程は、終了しました。

これにて散会といたします。

散会 午前 11時 16分

議員の皆様方には慎重な審議をありがとうございました。

また、森副町長をはじめ執行部の方々には、大変ご苦労さまでした。

なお、一般質問日は、9月13日午前9時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。